

○	労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令	新旧対照条文	目次
○	労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）	（抄）	・ ・ ・ ・ ・
○	労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）	（抄）	・ ・ ・ ・ ・
○	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）	（抄）	・ ・ ・ ・ ・
			5 3 1

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（型式検定を受けるべき機械等） 第十四条の二（略） 一、十二（略） 十三 電動ファン付き呼吸用保護具 （登録製造時等検査機関等の登録の有効期間） 第十五条の二 法第四十六条の二第一項（法第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。 （外国登録製造時等検査機関等の事務所における検査に要する費用の負担） 第十五条の三 法第五十三条第三項の政令で定める費用は、同条第二項第四号の検査のため同号の職員がその検査に係る事務所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、厚生労働省令で定める。 2 前項の規定は、法第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて法第五十三条第三項の規定を準用する場合について準用する。 （計画の届出をすべき業種） （削る）	（型式検定を受けるべき機械等） 第十四条の二（略） 一、十二（略） （新設） （登録製造時等検査機関等の登録の有効期間） 第十五条の二 法第四十六条の二第一項（法第五十三条の三、第五十四条及び第五十四条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。 （新設） （計画の届出をすべき業種等） 第二十四条 法第八十八条第一項の政令で定める業種及び規模の事

第二十四条 法第八十八条第三項の政令で定める業種は、土石採取業とする。

業場は、第十九条第二号から第六号までに掲げる業種の事業場で、電気使用設備の定格容量の合計が三百キロワット以上のものとする。

2 法第八十八条第四項の政令で定める業種は、土石採取業とする。

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
第五条の二 別表第三第五号、第六号又は第十三号に掲げる器具の型式についての検定の申請があつた場合において、厚生労働大臣は、その定めるところにより、当該型式の器具を製造し、及び検査する設備等が法第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めたときは、当該検定の申請をした者にその旨を通知するものとし、当該通知を受けた者が法第百十二条第一項の規定により当該検定を受けるため納付しなければならない手数料の額は、前条の規定にかかわらず、同表第五号、第六号又は第十三号に定める金額に、第三条の二第二項各号の規定の例により算定した金額の合計額として厚生労働大臣の通知した金額を加算した金額とする。この場合において、同項第一号中「当該検査を行う場所」とあるのは「当該設備等の所在地」と、「以下この条」とあるのは「次号及び第五条の二第二項」と、「検査旅費相当額」とあるのは「審査旅費相当額」と、同項第二号中「検査旅費相当額」とあるのは「審査旅費相当額」とする。 2 （略）		第五条の二 別表第三第五号又は第六号に掲げる器具の型式についての検定の申請があつた場合において、厚生労働大臣は、その定めるところにより、当該型式の器具を製造し、及び検査等が法第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めたときは、当該検定の申請をした者にその旨を通知するものとし、当該通知を受けた者が法第百十二条第一項の規定により当該検定を受けるため納付しなければならない手数料の額は、前条の規定にかかわらず、同表第五号又は第六号に定める金額に、第三条の二第一項各号の規定の例により算定した金額の合計額として厚生労働大臣の通知した金額を加算した金額とする。この場合において、同項第一号中「当該検査を行う場所」とあるのは「当該設備等の所在地」と、「以下この条」とあるのは「次号及び第五条の二第二項」と、「検査旅費相当額」とあるのは「審査旅費相当額」と、同項第二号中「検査旅費相当額」とあるのは「審査旅費相当額」とする。 2 （略）	
別表第三（第五条関係）		別表第三（第五条関係）	
区分	金額	区分	金額
一、十二 （略） 十三 電動ファン付き呼吸用保護具 (1) 新規検定	三八九、三〇〇	一、十二 （略） （新設）	（略） （新設）

(2)

更新
検定

二二、一〇〇

改 正 案	現 行
（安全課の所掌事務） 第六十九条 安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 労働安全衛生法第八十八条第二項の規定による計画の届出に 関すること（労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。 ）。 三・四 （略）	（安全課の所掌事務） 第六十九条 安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 労働安全衛生法第八十八条第三項の規定による計画の届出に 関すること（労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。 ）。 三・四 （略）